

民間提案制度を活用した公共施設における太陽光パネル設置
募集要項

蒲郡市

1 趣旨(はじめに)

この募集要項は、行財政課題の解決に当たり、官民の知恵、ノウハウ、資金等を統合し、より効率的な行政運営を行うため、民間事業者等から幅広く提案を募ることを目的とした蒲郡市民間提案制度(以下「民間提案制度」という。)を活用し、以下のテーマに関する提案募集について必要事項を定めるものです。

2 提案について

(1) 提案のテーマ

「公共施設における太陽光パネル設置」

本市では「蒲郡市地球温暖化対策実行計画」に紐づく公共建築物の地球温暖化対策として、省エネルギー対策や再生可能エネルギー等を積極的に導入することを検討しています。この募集では既存公共施設に太陽光パネルや関連する省エネルギー設備を導入することに関する効率的かつ効果的な提案を募集します。

(2) 提案内容の要件(次のいずれかに該当する提案であること。)

- ・ 市民サービスの向上につながるもの
- ・ 市の業務の効率化につながるもの
- ・ 公共施設等の維持管理に要する経費の削減等を図るもの
- ・ その他市長が特に必要と認めるもの

(3) 提案の対象外となるもの(次のいずれかに該当するものは対象外とします。)

- ・ 本市が実施している事業そのものを廃止する提案
- ・ 法令に反するものと認められる提案
- ・ 単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案
- ・ その他市長が特に認められないとする提案

(4) 提案者の参加要件

(ア) 提案者は、株式会社、有限会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、地縁による団体等であって、提案した事項を適切かつ的確に遂行することができる意思及び能力を有するものとし、

(イ) 提案者は単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合は、参加表明時に提案者の構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(ウ) 提案者は、蒲郡市や公共施設の管理者等との協議や調整ができる者であることとし、併せて事業化に向けて提案内容に変更等が生じて柔軟に対応ができる者であることとします。

(5) 提案者の制限

提案の受付期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案の構成員になることができません。

(ア) 個人(個人事業者を除く。)

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っている者

(エ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(カ) 蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領(平成31年4月1日施行)、又は蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成4年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けている者

(キ) 個人事業者又は法人及びその法人の代表者が、国税、愛知県の法人事業税又は市税を滞納している者

(ク) 公共性・公平性に問題がある等その他本市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した者

(6) 提案の留意事項

(ア) 事業を実施する際には、可能な限り市内業者との連携、地元雇用・地元産材の調達など、地域貢献に資するビジネスモデルの構築に努めてください。

(イ) 提案にあたっては、他者が保有する特許権や著作権等を侵害するものでないことを保証した上で提案してください。

(ウ) その他、提案者は次の事項を確認のうえ、提案することとします。

- ・ 本事項に定める書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を求められます。
- ・ 受付終了後、提出された書類の再提出又は差し替えは原則認めません。
- ・ 提出された書類データは理由のいかんを問わず返却しません。

(7) 現地調査及び事前対話

(ア) 現地調査

- ① 提案書類作成のため現地(施設等)調査を受け付けます。

現地調査を希望する場合は、事務局に事前に希望の旨をお伝えください。

- ② 事務局が施設関係者と調整し、希望者に調整可能な日時等を連絡します。

現地調査に当たっては、施設管理者及び利用者へ迷惑を及ぼさないこと、施設運営に支障をきたさない範囲で行うこととします。

(イ) 事前対話

- ① 提案内容の検討にあたって、事前対話を受け付けます。事前対話を希望する場合は、受付期間中に蒲郡市民間提案制度事前対話申込書(第1号様式)を事務局まで提出してください。事前対話は、対面形式での相談を実施します。ただし、場合によっては、オンラインによるWeb会議でも可とします。

- ② 事前対話の有無は提案審査に影響を及ぼしませんが、本市の課題の情報共有・関係性の観点からも、事前対話の機会を積極的に活用ください。相談回数制限もありません。

- ③ 事前対話の内容が「民間提案制度に関する事項」の場合は、蒲郡市公式Webサイトで質疑及び回答の内容を公表します。ただし、「提案内容に関する事項」の場合は提案内容の知的財産を保護するため、質疑者あてに個別に回答します。

3 事業実施までの流れ

事業実施までの流れは、以下のとおりです。

① 提案の募集・受付

蒲郡市において対象となるテーマを選定し、募集期間中に民間事業者からの提案を受け付けます。事務局への申し込みにより、現地調査及び事前対話を行うことができます。

② 書類審査(参加資格審査)

提出された申込書を基に、提案者及び提案内容が要件に該当するか確認を行い、要件に該当した場合は、次のプレゼンテーション・ヒアリングに進むことができます。

③ 提案内容の審査・選定(交渉権者の決定)

プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。「蒲郡市民間提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、民間企業等のアイデア及びノウハウの活用性、市民サービスの向上度合、市の業務効率化への効果などについて審査し、事業化が見込まれるものについて、協議対象案件とし、提案した事業者を交渉権者とします。

④ 交渉権者との事業の詳細協議、事業提案の実施に向けた事業フレームの構築作業

蒲郡市と交渉権者で事業の実施に向けた諸条件、予算面、事業の開始時期等について詳細内容の協議を行います。

⑤ 契約の締結

協議を行った結果、協議が成立(双方が合意)した場合は、蒲郡市と交渉権者が随意契約を締結します。なお、契約の内容によっては議会の承認(地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、第237条第2項等)が必要となる場合があります。本募集では交渉権者と協議が成立しない場合は、契約に至らない場合もあります。

また、協議が整った場合においても、予算について議会が承認されない等の事由により、事業化されない場合もあります。

⑥ 事業の実施

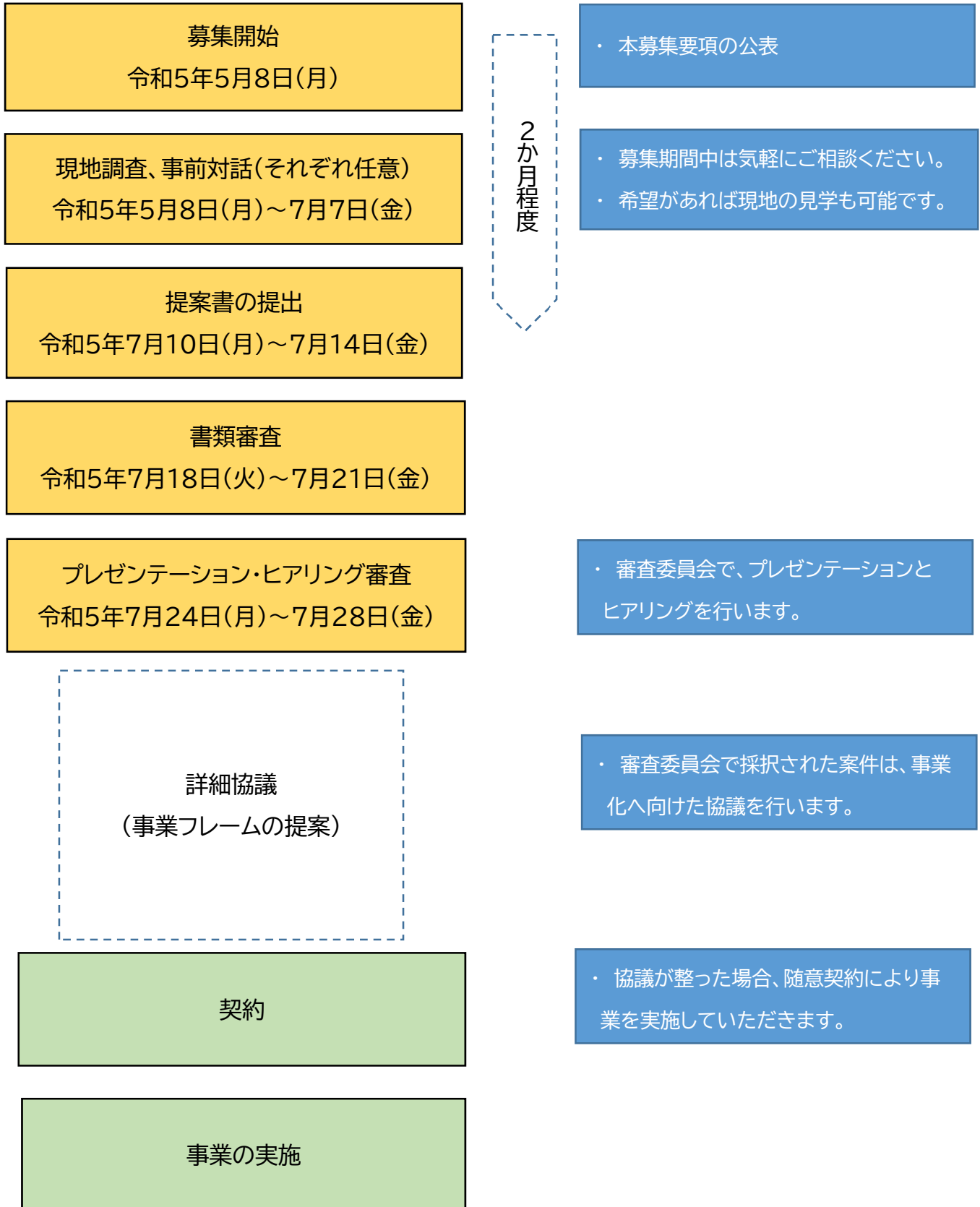
交渉権者は契約者となり、事業者として提案事業を実施します。実施する事業は複数年度での実施も可能とします。

なお、事業の期間については、事業の内容協議の段階で決定することとします。

⑦ 事業の効果や成果の評価等(モニタリング等)

事業を開始した後は、蒲郡市及び契約者による定期的なモニタリング等を行い、事業フレームに反映・修正させていくことで、PDCAサイクルを確実なものとしします。

提案募集から事業実施までの流れ



4 募集のスケジュール

提案の募集及び審査等は次の日程で行います。各項目における期間についてご確認の上、手続き等を行ってください。

募集要項の公表	令和5年5月8日(月)
現地調査の受付	令和5年5月8日(月) ~ 7月7日(金)
事前対話の受付	令和5年5月8日(月) ~ 7月7日(金)
提案書類の受付	令和5年7月10日(月) ~ 7月14日(金)
書類審査(参加資格審査)	令和5年7月18日(火) ~ 7月21日(金)
プレゼンテーション・ ヒアリング審査	令和5年7月24日(月) ~ 7月28日(金)
審査結果の通知・公表	令和5年7月31日(月) ~ 8月4日(金)

5 提案の進め方

(1) 提出書類の種類

提出する書類は次のとおりです。各様式については蒲郡市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

名称	内容	様式番号
申込書兼誓約書	所定の様式に内容を記入ください。	第2号様式
会社概要表	所定の様式に内容を記入ください。	第3号様式
役員等一覧	所定の様式に内容を記入ください。	第4号様式
提案書	提案内容の概要、独創性や特徴、貴社の提案に対する優位性、事業スキーム等を自由に記載してください。	第5号様式
印鑑証明書	交付から3か月以内のもの	—
登記事項証明書	交付から3か月以内のもの	—
国税及び地方税 の納税証明書	過年度分も含めて未納がないことを証明するもので、交付から3か月以内のもの	—
決算関係書類	直近1年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)	—

(2) 提案書類の受付

(ア) (1)の提出書類を、受付期間中に事務局まで提出してください。

(イ) 提出方法は、持参、郵送(書留郵便に限ります。)又は電子メールとします。持参及び郵送の場合は、第5号様式及びその添付資料については8部提出してください。

持参の場合、提出時間は市役所開庁日(平日)の午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日、祝日は受付できません。

郵送の場合は、提出書類の受付最終日の消印有効とします。

電子メールは受付最終日までに送付してください。電子メールで提出を希望する場合には、事務局にメールでお申込みの上、指定の方法により提出いただきます。

(ウ) グループで応募する場合は、第2号様式及び第5号様式を除き、グループを構成する構成員すべての書類を提出してください。

(3) 提案に関する留意事項

(ア) 費用負担

提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、すべて提案者の負担とします。

(イ) 提出書類の取り扱い・著作権等

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者の提出書類については、提案審査以外では提案者に無断で使用しません。第三者に情報を漏らすこともしません。

(ウ) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

(エ) 失格事項

- ・ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 本要項に定める手続きを遵守しない場合

(オ) 市内事業者の優先発注

提案者の構成員又は事業実施に際して採用する業者には、可能な範囲で市内事業者を採用するように努めてください。

(カ) その他

- ・ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は、返還しません。

- ・ 資料提出後に辞退する場合は、参加辞退届(第6号様式)を提出してください。

(4) 提供データについて

提案書の作成にあたり、以下のデータを提供することができます。必要に応じて、事務局までお問合せください。

- ・ 公共施設の基礎データ(施設カルテ)
- ・ 各公共施設の電気使用量データ

(5) 事務局(提出書類の提出先)

〒 443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

(蒲郡市役所 新館4階)

蒲郡市 総務部 公共施設マネジメント課

電話 : 0533-66-1214 FAX : 0533-66-1184

メール : k-mane@city.gamagori.lg.jp

6 審査及び評価

いただいた提案は、審査委員会で審査を行います。審査委員会では、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

(1) 審査方法

- (ア) プレゼンテーション審査は、審査委員会において、事前に提出した提案概要書を基に提案者自らがプレゼンテーション(説明)を行います。
- (イ) プレゼンテーションの際に審査委員に配布する資料は、原則として事前に提出した提案概要のみとし、それ以外の資料を使用する場合は、事前に事務局と調整することとします。
- (ウ) 審査は提案者・案件毎に個別で行います。
- (エ) 提案者側の審査への出席数は3名までとします。
- (オ) 提案審査の目安時間は、プレゼンテーション15分程度、質疑応答(ヒアリング)30分程度とします。
- (カ) 審査は非公開で行います。
- (キ) 対象事業に対し提案者が1者の場合は、審査は○×で判定します。審査委員の評価が分かれた場合は、委員で協議の上決定します。
- (ク) 対象事業に対し複数の提案があった場合は、(3)に定める審査項目に基づ

き採点を行い、その総合点で最も優れた提案を採用します。なお、同点の場合は、委員で協議の上決定します。

(2) 実施日時

令和5年7月24日(月)から7月28日(金)までの間で、別途通知します。

(3) 審査項目及び配点

審査区分		評価項目	配点
地域性		地域ニーズに応じた事業展開ができ、地域雇用・地域経済の活性が図れるか。	10
		公益的な視点から、地域課題の解決に貢献する内容となっているか。	10
実現性	安全性・実現性	事業の実現性は高い提案であるか。 収支計画に無理がなく、資金調達のめどがあるか。	20
		提案者が事業実施者となった場合、事業を安定に担う体制、能力を有している課。	10
	効率性・効果性	市のコスト縮減や平準化、又は収入の増加が見込まれ、かつ市民サービスの向上が図られるか。	20
	法的適合性	事業化にあたって支障となる法令等の事項がないか。	5
独創性・その他		独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか。	15
		行政が実施するよりも市民サービスの向上が図られる工夫があるか。	10
合計			100

(4) 審査結果の公表

提案審査の結果は、令和5年7月31日(月)から8月4日(金)までの間に提案者に対して通知します。また、蒲郡市公式 Web サイトで公表します。

採用(協議対象)となった案件については、「案件名・提案事業者名・提案概要」を

公表します。また、不採用となった(協議対象とならなかった)提案については、「案件名」のみ公表します。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

7 採用となった案件の取扱い

(1) 契約の締結

提案者と事業の実施に向けた諸条件、予算面、事業の開始時期等について詳細内容の協議を行い、協議が成立した場合は、蒲郡市と随意契約を締結します。なお、契約の内容によっては議会の承認(地方自治法第96条第1項第5号、第237条第2項等)が必要となる場合があります。交渉権者と協議が成立しない場合は契約に至らない場合もあります。

また、協議が整った場合においても、予算について議会で承認されない等の事由により、事業化されない場合もあります。

(2) 事業の実施

提案者は事業者として、提案事業を実施します。実施する事業は複数年度での実施も可能とします。

なお、事業の期間については、事業の内容協議の段階で決定することとします。

(3) 事業の効果や成果の評価等(モニタリング等)

事業が開始した後は、蒲郡市及び民間事業者による定期的なモニタリング等を行い、事業フレームに反映・修正させていくことで、PDCAサイクルを確実なものとし
ます。